

東京高等裁判所常置委員会規程（制定 昭23. 6. 30）

改正 昭24. 12. 24, 昭26. 12. 21, 昭27. 6. 26  
昭35. 12. 13, 昭51. 12. 21, 平 3. 12. 13  
平16. 3. 19 平17. 3. 18

第1条 東京高等裁判所の常置委員会については、他の規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 常置委員会は、委員12人でこれを組織し、そのうち2人を代表委員とする。

2 委員は、東京高等裁判所判事のうちから、別に定める選挙により、民事部及び刑事部の判事各5人並びに知的財産高等裁判所の判事2人を選出する。

3 代表委員は、全委員の互選により、民事部の判事である委員のうちから1人及び刑事部の判事である委員のうちから1人を、それぞれ選出する。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えることはできない。

5 委員の任期は、1月1日から起算する。

第3条 代表委員のうち1人を委員長とし、委員会においてこれを選ぶ。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理し、かつ、委員会を代表する。

3 委員長に差し支えがあるときは、他の代表委員が、その職務を代理する。

4 東京高等裁判所事務処理規則第4条第3項の事務は、各代表委員がこれを行う。

第4条 常置委員会は、毎週1回一定の日時に、委員長がこれを招集する。

2 東京高等裁判所長官（以下「長官」という。）が請求したときは、委員長は、直ちに、常置委員会を招集しなければならない。

第5条 常置委員会は、7人以上の委員が出席しなければ、議事を開き、及び決議をすることができない。

第6条 常置委員会が承認したときは、委員以外の者が、これに出席して事実又は意見を述べることができる。

第7条 常置委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

第8条 常置委員会に幹事2人を置く。

2 幹事のうち1人は、事務局長をもってこれに充て、他の1人は、裁判所事務官のうちから長官の命じた者をもってこれに充てる。

3 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理する。

第9条 幹事は、常置委員会の議事の要領を記録する。

2 前項の記録には、出席者の氏名を記載し、委員長及びこれを作成した幹事が、これに押印する。

#### 附 則

1 この規程は、東京高等裁判所事務処理規則施行の日（昭和23年7月1日）から、これを施行する。

2 この規程実施後最初の委員に限り、第2条の規定にかかわらず、その任期を選出の日から昭和23年12月末日までとする。

#### 附 則（昭24.12.24改正）

この規程は、昭和25年1月1日から、これを施行する。

#### 附 則（昭26.12.21改正）

この規程は、昭和27年1月1日から施行する。

#### 附 則（昭27.6.26改正）

この規程は、昭和27年7月1日から施行する。

#### 附 則（昭35.12.13改正）

1 この規程は、昭和36年1月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び附則第2項の規定は昭和35年12月13日から施行する。

2 この規程施行後最初の委員のうち、代表委員を除き、民事及び刑事各別に、その半数（得票の順序により第3，4順位者とし、同順位の場合は抽せんによ

る。)の任期は、第2条の規定にかかわらず、その就任の日から昭和36年6月末日までとする。

附 則 (昭51.12.21改正)

この規程は、昭和51年12月21日から施行する。

附 則 (平3.12.13改正)

- 1 この規程は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に代表委員に選出されている者は、この規程による改正後の東京高等裁判所常置委員会規程の規定により代表委員に選出されたものとみなす。

附 則 (平16.3.19改正)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の第2条の規定により委員に選出されている者は、改正後の第2条の規定により委員に選出されたものとみなす。知的財産部に所属する者は、知的財産部の委員に選出されたものとみなす。

附 則 (平17.3.18改正)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の第2条の規定により委員として選出されている者は、改正後の第2条の規定により委員として選出されたものとみなす。知的財産高等裁判所に所属する者は、知的財産高等裁判所の判事である委員として選出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の第2条第3項の規定により代表委員に選出されている者は、改正後の第2条第3項の規定により代表委員に選出されたものとみなす。ただし、知的財産高等裁判所に所属する者は、この限りではない。